



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 1

### 公 告

- 採石業務管理者試験の実施（産業政策課）…………… 2
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課）…………… 2

### 労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第320号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年8月3日から同月17日まで伊良部漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市伊良部字前里添1278番地 奥原榮一、宮古島市伊良部字前里添588番地98 伊良波淳世
- 2 加入区 伊良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊良部漁業協同組合

### 沖縄県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成30年8月3日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下地島空港佐良浜線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市伊良部字前里添489番1から 宮古島市伊良部字前里添148番64まで	11.8m ～ 36.1m	623.9m
新	宮古島市伊良部字前里添489番1から 宮古島市伊良部字前里添148番64まで	12.0m ～ 52.6m	564.9m

---

## 公 告

---

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第47回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成30年10月12日（金曜日）午前10時から午前12時まで
- (2) 場所

ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室  
イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室  
ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室

- 2 受験手続 受験願書を平成30年9月3日（月曜日）から同月21日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・4号伊差川線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 名護市大北三丁目
- 3 縦覧期間 平成30年8月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び名護市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は名護市建設部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宜野湾市字普天間、字安仁屋、字新城及び字喜友名
- 3 縦覧期間 平成30年8月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宜野湾市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 1・5・1号幸地インター線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 西原町字翁長及び字幸地
- 3 縦覧期間 平成30年8月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び西原町建設部都市整備課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は西原町建設部都市整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月3日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 1・3・1号那覇空港自動車道ほか3路線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市字鏡水、字安次嶺、字当間、字赤嶺、字高良、字宮城及び字具志並びに豊見城市字瀬長、字与根、字田頭及び字名嘉地
- 3 縦覧期間 平成30年8月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市みらい部都市計画課及び豊見城市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市みらい部都市計画課又は豊見城市都市計画部都市計画課

### 労働委員会事項

#### 沖縄県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成28年沖縄県労働委員会告示第4号は、廃止する。

平成30年8月3日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事
	県立病院課	課長 労務管理監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事 主幹（新八重山病院・施設整備IT担当の主幹を除く。） 人事、給与、サービス、労使関係、組織定数及び人材確保担当の主査 人材確保担当の主任技師
	出先機関 北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護

		部長 副看護部長
	南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

4 認定年月日 平成30年7月12日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--